

(様式)構造改革特別区域基本方針原案(特例部分)に対する一般からの意見に対する回答

プログラム 別表1の番号	202
構造改革特別区域において実施可能な特例措置	国立大学教員等の民間企業等との時間内兼業の容認(研究成果活用企業)
意見提出者名	富山県経営企画部総合政策課
意見の要点	(意見の概要をわかりやすく記載してください。) ・「承認権者の承認」とは、誰の承認になるのか。所管省庁等の承認であれば、大学長等内部的な承認にまで落として欲しい。
意見に対する回答	・承認権者については、所轄庁の長等又は所轄庁の長等から承認権限の委任を受けた大学長等となる。
担当省庁名	人事院

(様式)構造改革特別区域基本方針原案(特例部分)に対する一般からの意見に対する回答

プログラム 別表1の番号	202
構造改革特別区において実施可能な特例措置	国立大学教員等の民間企業等との時間内兼業の容認(研究成果活用企業)
意見提出者名	愛媛県企画情報部企画調整課
意見の要点	(意見の概要をわかりやすく記載してください。) ・「特区における当該役員兼業について国民の理解と納得が得られる特別の公益性が明確に認められること」とあるが、「特別の公益性」とはどのようなことを想定しているのか。
意見に対する回答	・構造改革特別区域法による構造改革特区制度の枠組みそのものが特別の公益性を有するものであり、特区計画の申請を受けて総理大臣が当該計画を認定すること自体が、特別の公益性を担保するものと理解している。
担当省庁名	人事院